

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○ ○○

氏名 ○○ ○○

処分庁 ○○福祉事務所長

審査請求人から令和元年7月16日付けで提起のあった処分庁（○○福祉事務所長）が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第3項に基づく生活保護申請却下処分（令和元年7月4日付日生福第3121号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分については、これを取り消す。

理 由 等

第1 事案の概要

- 1 令和元年7月1日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、「お金がない」との理由で処分庁に保護申請を行った。
- 2 令和元年7月4日、処分庁は、保護申請を却下する旨の本件処分を行い、却下理由を「要否判定の結果「否」となり、保護を要しない状態であると判断されるため」と記載した通知書を発出した。
- 3 令和元年7月16日、処分庁は、請求人に対し却下理由について再度、説明を行った。
- 4 令和元年7月16日、請求人は、却下処分の理由がわからないとして本件処分の取り消しを求め審査請求を提起した。

第2 審理関係人の主張の要旨等

1 請求人の主張の要旨

処分庁から処分内容の説明を受けたが理解できなかった。その説明資料を自宅で読み返そうと交付を申し出たが、処分庁は理由も言わず交付を拒んだ。よって、却下処分の理由がわからぬいため本件処分の取消しを求めるものである。

また、現金〇〇円を落とし、生活に困って保護申請をしたのに却下したのは違法である。

2 処分庁の主張の要旨

保護の実施に当たっては、保護の要件を満たしているか否かの判断を最低生活費と収入充当額とを対比することにより行い要否判定を行った。その結果、請求人の収入充当額が最低生活費を上回り保護否となるため、生活保護の受給要件を満たしていないと判断されるため保護申請を却下とした。

また、申請却下の通知後再度、具体的に説明を行っている。

第3 理由

1 本件審査請求に係る法令等の規定について

(1) 法

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。

イ 保護は、厚生労働大臣が定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。（法第8条第1項）

ウ 保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。（法第24条第3項）

エ 前項の書面には、決定の理由を附さなければならぬ。（法第24条第4項）

(2) 法による保護に関する通知等

ア 生活保護申請があった場合の保護の要否の判定については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）において、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。（以下省略）」とされている。（次官通知第10）

イ 年金受給者から保護の申請があった場合については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）において、「保護の要否判定は申請直前に受給した恩給、年金等の額を、次官通知第8収入の認定、局長通知第8収入の認定及び本職通知第8収入の認定により、各月に分割して認定した額をもって行うこと（以下省略）」とされている。（課長通知第10の10）

2 認定した事実

審理関係人の主張及び証拠書類から、以下のとおり認定する。

- (1) 令和元年6月1日付けの年金振込通知書によると、請求人には令和元年6月に年金〇〇円（介護保険料〇〇円、後期高齢者医療保険料〇〇円特別徴収前の金額）が支給されたこと。
- (2) 請求人は、現金を落としたとして令和元年6月28日、〇〇警察署に遺失物届を行い、同日付で受理されたこと。
- (3) 令和元年7月16日、請求人が処分庁を訪れ、処分庁はそれに応じ処分理由について説明したこと。

3 判断

本件処分に係る審理関係人の間には争いがあるので、以下のとおり判断する。

(1) 処分通知書の理由付記について

法及び手続法は、処分をする場合には、同時に、理由を示さなければならぬと定めており、また、その理由は書面で示さなければならぬとしている。

また、判例（最高裁昭和38年5月31日第二小法廷判決）においては、「一般に、法が行政処分に理由を付記すべきものとしているのは、処分の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨であり、法が理由付記を命じる場合に、理由の記載が不十分である処分はそれだけで取消しを免れないもの」とされ、不利益処分をなす場合に示すべき理由の内容・程度については「処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである」と判示されている。法には示すべき理由の内容・程度について規定されておらず、その内容・程度は明確になっていないが、本件処分の却下通知には、「要否判定の結果「否」となり、保護を要しない状態であると判断されるため」と記載があるのみであり、事実関係やどのような基準を適用して処分を行

ったかを全く記載しておらず、法の趣旨を満たす処分理由を請求人が知ることができたとは考えられないため、理由の記載は不十分であると認められる。

処分庁は、令和元年7月16日に請求人に対し処分理由を説明し、また、弁明書において本件処分の要否判定結果を示しているが、理由付記の不備の瑕疵は審査裁決において処分理由が明らかにされた場合であっても治癒されないと判示されている（最高裁昭和47年12月5日第三小法廷判決）ことから、本件処分における理由付記の不備の瑕疵は治癒されない。

(2) 処分庁が行った要否判定について

上記のとおり処分通知書の理由付記に不備があると認められるが、処分庁が行った要否判定自体に違法又は不当な点がないか検討する。

処分庁は、弁明書において最低生活費を〇〇円とし、その内訳を生活扶助〇〇円、住宅扶助〇〇円、介護扶助〇〇円、医療扶助〇〇円と認定している。生活扶助及び住宅扶助は生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に基づいたものであり、また、介護扶助及び医療扶助は実際の需要に基づく概算額を認定していると認められる。また、処分庁は収入額を〇〇円（老齢基礎・厚生年金〇〇円+手持金〇〇円）とし、そこから控除額〇〇円（介護保険料〇〇円+後期高齢者医療保険料〇〇円）を差し引いた〇〇円を収入充当額として認定している。いずれの金額も申告書及び年金振込通知書に基づくものであり、算定方法も次官通知第8に則ったものであると認められる。

次官通知第10に則り最低生活費と収入充当額を対比すると、収入充当額が〇〇円上回る結果となり、請求人が現在受給中の年金収入で最低生活費の維持が可能であると認められる。その他違法、不当な点もないため、処分庁の要否判定に誤りはないと認められる。

(3) 現金の遺失について

請求人が現金を落としたため生活に窮したことに同情すべき点はある

が、上記1の(2)のイのとおり要否判定においては、申請直前に受給した年金額を受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して認定した額をもって行うとされているため、遺失して手持ちがない状況であっても受給した年金額を収入認定すべきものである。これは保護の要否が将来に向かって最低生活を賄うに足る収入を得る見込があるか否かを判断するためと解すべきである。

したがって、現金を落とし生活に困って保護申請をしたのに却下したのは違法であるとの請求人の主張に理由はない。

(4) 本件処分について

上記(1)のとおり、本件処分に係る処分通知の理由付記には不備があり、手続法上の要件を欠いた処分であると認められる。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年9月1日

審査官 大分県知事 広瀬 勝貞